令和7年10月～令和9年9月

クリーン仙台推進員
クリーンメイト

活動の手引き

仙台市環境局

はじめに

「クリーン仙台推進員」・「クリーンメイト」の皆さまは、市と地域の皆さまの架け橋となっていただき、ごみの減量・リサイクルの推進などを周知、啓発していただくほか、皆さまがお住いの地域の環境美化に取り組んでいただく地域のリーダーです。

仙台市では、「“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして」の考えのもと、令和3年度から仙台市一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和12年度までに1人1日あたりの家庭ごみ排出量を400グラムまで減らすことや、家庭ごみに占める資源物の割合を30％まで引き下げることを目標として掲げています。

令和5年度に仙台市が行った家庭ごみの調査では、家庭ごみとして出されたもののうち、46％が「紙類」・「プラスチック製容器包装」など分別すれば資源としてリサイクルできる資源物という結果となりました。

仙台市では、さらなるごみ減量・リサイクルに向けて、令和5年4月から、これまで焼却処理されていた製品プラスチックを資源として収集し、リサイクルする事業を開始しています。今までは同じプラスチック素材でも容器包装以外のものは「家庭ごみ」への分別をお願いしておりましたが、プラスチック素材100％の製品であれば、「プラスチック資源」として出せるようになりました。プラスチックの分別・リサイクルを進めることは、資源の有効利用のみならず、海洋プラスチックの削減や地球温暖化対策の観点からも重要です。

ごみの適正な排出や減量・リサイクルを推進するためには、分別・リサイクルの必要性や正しい分別方法などを地域の方々に知ってもらうことが大切であり、推進員・メイトの皆さまにおかれましては、地域の状況に合わせた取り組みをお願いしたいと考えております。

この手引きは、推進員・メイトの皆さまが、地域の活動を続けていく際の参考としていただくために作成したものです。活動していくうえでよくある質問や地域特性に合った活動の工夫をされている事例等を掲載いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

今後も、推進員・メイトの皆さまと力を合わせて、さらなるごみ減量・リサイクルに取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

令和7年10月

ごみ減量・リサイクル推進啓発キャラクター「メビウスちゃん」

リサイクルマークをモチーフとした「メビウスちゃん」は、平成7年９月、一般公募によって生まれました。再生のシンボルが歩き出した姿をイメージし、右手には無限（無限の再生）を意味するメビウスの帯を象徴した杖を持っています。

メビウスちゃんは、ごみ減量・リサイクルを目指すクリーン仙台推進員・クリーンメイトのベストのデザインや情報誌の名称にも使われています。

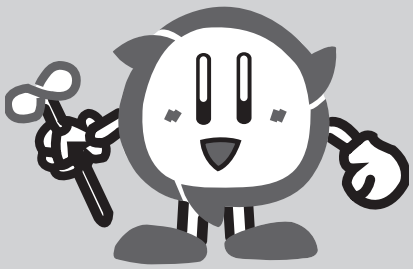

目　　次

第Ⅰ章　クリーン仙台推進員制度の概要

1　目的 …… 1
2　クリーン仙台推進員・クリーンメイトの委嘱 …… 1
3　主な活動内容 …… 3
4　推進員活動における市の支援 …… 5

第Ⅱ章　仙台市のごみ減量の目標と取り組み

1　仙台市一般廃棄物処理基本計画について …… 9
2　データでみる仙台市のごみと資源物の状況 …… 10
3　資源とごみの分け方・出し方に関するよくある質問 …… 11

第Ⅲ章　活動のヒント

1　推進員活動のすすめ - 地域住民への働き掛け方はいろいろ …… 22
2　クリーン仙台推進員活動の知恵袋 …… 26

資料集

1　クリーン仙台推進員設置要綱 …… 32
2　クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱 …… 33
3　クリーン仙台推進員制度のあゆみ …… 34
お問い合わせ先一覧 …… 35
推薦書等（様式） …… 36

※本誌では、クリーン仙台推進員を「推進員」、クリーンメイトを「メイト」と記載します（表題を除く）

第Ⅰ章　クリーン仙台推進員制度の概要

1　目的

ごみと資源物を正しく分別してマナーを守って出すこと、資源物はリサイクルするなど、ごみの適正な排出や減量を推進するためには、各家庭・地域での日頃の継続した取り組みが欠かせません。

「クリーン仙台推進員制度」は、町内会等団体の代表者から推薦された方々を「クリーン仙台推進員」および「クリーンメイト」に委嘱して、地域におけるごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みのリーダー的役割を担っていただき、市民と行政が連携して、快適な生活環境づくりを効果的に推進していくことを目的としています。

2　クリーン仙台推進員・クリーンメイトの委嘱

（1）クリーン仙台推進員とは

ごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みにおいて、市と地域住民とのパイプ役として、また地域のリーダーとして、地域の実情に合わせて中心的に活動していただく方です。

仙台市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8で規定する「廃棄物減量等推進員」として位置付けています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（廃棄物減量等推進員）

第５条の８　市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

２　廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

（2）クリーンメイトとは

クリーン仙台推進員（以下「推進員」）をサポートし、一緒に活動していただく方です。

（3）推薦および委嘱

①推薦・委嘱方法

町内会等団体の代表者からの推薦に基づき、市長が委嘱します。

②委嘱者数

推進員は、町内会等に加入している世帯数によって、委嘱人数に上限があります。
クリーンメイト（以下「メイト」）は、委嘱人数に制限がありません。地域の活動実態に合わせて推薦いただけます。

推進員の委嘱可能人数

● 500世帯未満の町内会等 ＝ ５名以内　　● 500世帯以上の町内会等 ＝ 10名以内

③任期

２年間（令和７年10月１日～令和９年９月30日）

※途中で委嘱された場合の任期は、「委嘱された日～令和９年９月30日」となります。

④配付物

ベストと名札を配付します。身分を明らかにするためにも、推進員活動の際には着用してください。

※ベストは貸与品です。交代する場合は、後任の方に引き継いでください。
※ベストや名札が破損した場合や汚損が激しい場合などは、新しいものと交換しますので、お住まいの区の環境事業所にご連絡ください。

▲ベストと名札

⑤任期途中の退任・変更・推薦

所定の様式（36～39ページをコピーして使用してください。仙台市ホームページからもダウンロードできます）に記入し、団体代表者（町内会等）から、お住まいの区の環境事業所にご提出ください。

※推進員・メイトの推薦や退任は随時受け付けていますが、毎月25日（25日が土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日）までに受け付けた分を翌月１日付で委嘱します。

3　主な活動内容 ※できるところから、活動をお願いします

（1）ごみの適正な分別・排出およびリサイクルの促進に関する活動

ごみの適正な分別や排出、リサイクルを促進するためには、地域の皆さんに、分別・リサイクルの必要性やごみと資源物の正しい分別方法などを知ってもらうことが大切です。町内会報への掲載やポスター・チラシの作成、勉強会の企画などの方法で、ごみ分別等の広報・啓発をお願いします。

≪例≫　集積所の見回りや点検
回覧用チラシや集積所への掲示物の作成
地域の皆さんを対象とした、ごみ分別勉強会の企画・開催
環境施設見学会の企画・開催

◀集積所掲示用ポスター

（2）ごみ集積所排出状況の把握

自分が住む地域のごみの排出状況を知ることで、問題点を把握し、以後の推進員活動の手掛かりとしていただくことを目的とした調査です。地域の方々にも参加を呼び掛けて一緒にごみの排出状況を確認してもらうことで、出し方マナーの改善につながるほか、推進員やメイトの活動を知ってもらうこともできます。

◀調査風景
調査は、袋の外観から
目視で行います

（3）不法投棄巡視活動

不法投棄されやすい場所の見回りなど、不法投棄をされない環境づくりにご協力をお願いします。

不法投棄を発見した場合には

不法投棄を発見した区の環境事業所または産廃 110 番へご連絡ください。
（連絡先は 35 ページ）

※放置自転車・バイク・自動車を見つけたときは、最寄りの警察署または交番にご連絡ください。

（4）生活環境を清潔に保つための活動

きれいな環境はごみを捨てにくく、また、住人も排出ルールを守り、分別の割合も高くなります。地域の実情に合わせて、地域の生活環境を清潔に保つための活動をお願いします。

≪例≫　集積所の清掃や清掃当番制の実施
集積所の改修（鳥獣対策のための工作物の製作など）
地域清掃の企画・実施

◀集積所の清掃

（5）活動報告書の提出

推進員の皆さんには、年１回、活動報告書として活動内容や頻度をご報告いただきます。報告書提出の依頼文を年度末に郵送いたしますので、期限までの提出をお願いします。

●活動は無償となりますので、ご了承ください。
●仙台市内で行う推進員･メイトの活動において、万一事故に遭われた場合には、仙台市が実施・運営する「市民活動補償制度」が適用されます。各区まちづくり推進課、各総合支所まちづくり推進課が窓口となりますので、事故発生から 30 日以内に連絡してください。（連絡先は 35 ページ）

4　推進員活動における市の支援

（1）情報の提供

①活動の手引き（本誌。委嘱時に配付）

クリーン仙台推進員制度の概要や取り組み事例などを掲載しています。

②仙台メビウス通信（年４回）

推進員向けに開催した研修会等の様子や環境局からのお知らせを掲載しているほか、推進員・メイトの皆さんの地域での活動内容などを紹介しています。推進員・メイトの皆さんのほか、皆さんの日頃の活動内容をお知らせするために、団体代表者（町内会長等）にも郵送しています。

※その他、ごみの排出状況や分別・リサイクルなどに関する情報を随時提供します。

（2）各種研修会の開催

推進員活動を行うに当たって有益な知識や手法を身に付けていただくため、さまざまなテーマ・形式で研修会を開催しています。推進員同士の交流や情報交換を図る場にもなりますので、ぜひご参加ください。（適宜、ご案内を郵送いたします）

▲ごみ分別体験研修会

▲ワークショップ形式での研修会

▲環境施設見学会

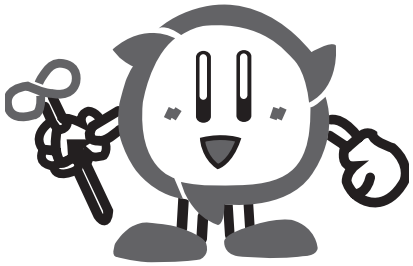

（3）集積所を清潔に保つために

環境事業所では、地域の実情に応じた啓発ポスターの製作や鳥獣・飛散対策用ネットの貸与など、より使いやすい集積所へ改善するお手伝いをしています。

広いスペースがないごみ集積所の鳥獣対策に、「ハンサムネット」はいかがですか

鳥獣対策として有効な集積所用ネットですが、歩道や道路上に設置された集積所では、ごみ袋がネットにきちんと覆われずカラスや猫に荒らされたり、ネットが歩道を占領して通行の妨げとなったりすることがあります。その解決策として、環境事業所が町内会と協力して考案したのが「ハンサムネット」です。

ハンサムネットは、フェンスやブロック塀に直接設置できるように集積所用ネットを袋状に改良したもので、①鳥獣対策に効果的、②通行の支障が少ない、③設置や管理が安価で容易、という利点を兼ね備えています。

ハンサムネットについて詳しくは、お住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。

▲ハンサムネットは、集積所の状況に合わせて、形状を工夫しています

（4）団体主催行事への支援（問い合わせ先は35ページ）

①環境事業所によるごみ分別出前講座

普段、家庭から出るごみを想定した模擬ごみを使って分別体験ができる「ごみ分別キット」などを使いながら、ごみの排出ルールや資源のリサイクルについて、職員が分かりやすく説明します。町内会のご都合に合わせて、内容・時間等を調整しますので、ご相談ください。

◆〔申・問〕お住まいの区の環境事業所

▲出前講座では、ごみの分別をゲーム感覚で楽しく学ぶメニューなども用意しています

②市政出前講座

環境局が行っている事業などについて、職員が地域に出向いて説明します。

◆〔申・問〕市民局広聴課

環境局で実施している主なテーマ（主な内容）

- ●生活ごみの分け方、出し方（生活ごみの種類と分け方、模擬ごみによる分別体験）
- ●みんなですすめよう！３Ｒ（仙台市のごみ・資源物処理の現状、ごみ減量・リサイクルが大切な理由）
- ●地球温暖化と私たちにできること（地球温暖化の現状と仙台市の取り組み、せんだいE-Action）
- ●食品ロスの削減について（食品ロスの現状や食品ロス削減に向けた取り組み）

※上記以外のテーマもあります。詳しくは仙台市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

③環境施設を見る会

・対象＝町内会、子ども会などの団体（ただし15名以上 40名以下）
・運行日＝火～金曜日（祝休日、年末年始を除く）
・時間＝午前10時～午後３時で希望する時間
・見学場所＝ごみ焼却工場、資源化センターほか環境に関する施設
・利用料＝無料。昼食は各団体で準備
・見学先、運行日程など、詳しくはお問い合わせください

◆〔申・問〕家庭ごみ減量課（申し込みは利用日の６カ月前から）

◀プラスチック資源から不適物を選別している様子
家庭から出たごみの処理・リサイクルまでの流れを知ることができます

④せんだい環境学習館たまきさんサロン

　環境についての学習、活動の場としてご利用いただけます。環境に関する多様なテーマの講座の開催や、環境に関する図書の貸し出しも行っています。
・開館時間＝平日10：00～20：30、土日祝10：00～17：00
・休館日＝月曜日（月曜日が休日の場合は、その翌日）、祝日の翌日、年末年始
◆〔申・問〕たまきさんサロン(TEL)214-1233
　　仙台市青葉区荒巻字青葉468-1
　　東北大学大学院環境科学研究科本館１階

◀たまきさんサロン
セミナー会場や勉強会などに無料で利用できます
（予約制）

⑤地域清掃ごみ袋の配布

公共の道路や集積所の散乱ごみを清掃する場合にお使いいただける「地域清掃ごみ袋」を配布しています。

※清掃後の地域清掃ごみ袋の収集について
・少量の場合：お持ち帰りの上、家庭ごみの日にごみ集積所に出してください。
・多量の場合：事前に、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

▲地域清掃ごみ袋
サイズは２種類（大と小）あります

◆地域清掃ごみ袋の配布場所

各区まちづくり推進課、各総合支所まちづくり推進課、各環境事業所、家庭ごみ減量課

地域清掃FAQ

Q　美化活動をして集めたごみは、分別する必要がありますか
A　ポイ捨てされたごみは汚れておりリサイクルに適さないため、分別せず地域清掃ごみ袋にまとめて出してください。
Q マンションの敷地内を清掃するのに地域清掃ごみ袋は使えますか
A 私有地の清掃はその管理者に責任があるため、地域清掃ごみ袋を使用しての清掃・集積所への排出はできません。清掃を実施する際は敷地の管理者へご相談ください。
Q 地域清掃で使用する火ばさみは借りられますか
A 家庭ごみ減量課、またはお近くの環境事業所で必要な本数の火ばさみをお貸ししています。区役所・総合支所ではお貸ししていませんので、お気を付けください。

第Ⅱ章　仙台市のごみ減量の目標と取り組み

1　仙台市一般廃棄物処理基本計画について

仙台市では、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、資源循環都市づくりに向け、ごみ減量などに関する目標を掲げ、市民や事業者の皆さまと協働して３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進しています。

令和３年３月、令和３年度から12年度までを計画期間とする計画を策定し、プラスチックごみや食品ロス削減など喫緊の課題に重点的に取り組みながら、持続可能な資源循環都市を目指し、一層の取り組みを進めることとしています。

計画の概要

①基本的な考え方

“杜の都の資源”を次の世代へ　持続可能な資源循環都市をめざして

②基本方針と主な施策

基本方針①

発生抑制を中心とした３Ｒの推進

「モッタイナイ」の心を育て、３Ｒによるごみの減量とリサイクル推進に取り組みます

◇プラスチックごみの削減
◇食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル
◇雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底

など

基本方針②

わかりやすい情報発信と行動する人づくり

３Ｒやまち美化の担い手づくりに向けた、市民・事業者への適切な情報発信を進めます

◇環境教育の推進
◇クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携
◇地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

など

基本方針③

安全安心かつ安定的な処理体制の確保

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定的かつ効率的な処理体制を構築します

◇ごみの適正処理体制の確立
◇感染症のまん延時における自立的な処理体制の構築

など

③基本目標

基本目標	基準値（R元年度）	中間目標（R7年度）	最終目標（R12年度）
①ごみ総量	37.3万トン	6%削減 → 35万トン	12%削減 → 33万トン
②最終処分量	5.2万トン	6%削減 → 4.9万トン	12%削減 → 4.6万トン
③1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463グラム	7%削減 → 430グラム	14%削減 → 400グラム
④家庭ごみに占める資源物の割合	42.5%	7.5ポイント引き下げ → 35%	12.5ポイント引き下げ → 30%

基本目標に係るデータについては、次ページをご覧ください。

2 データでみる仙台市のごみと資源物の状況

■家庭や事業所から出されたごみ量の推移

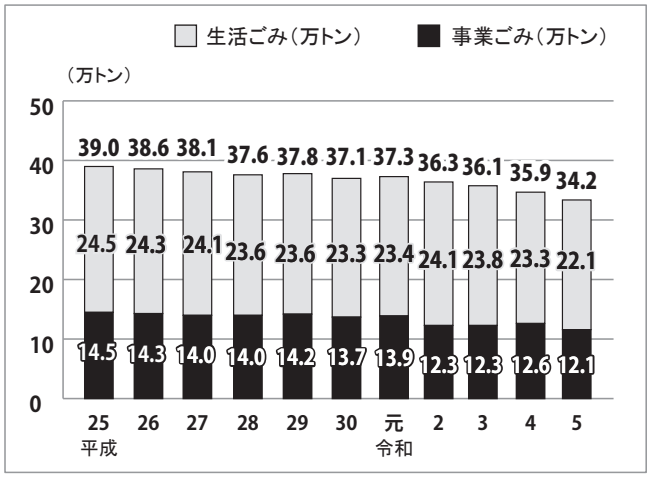

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

■本市の人口と１人１日当たりの家庭ごみ排出量

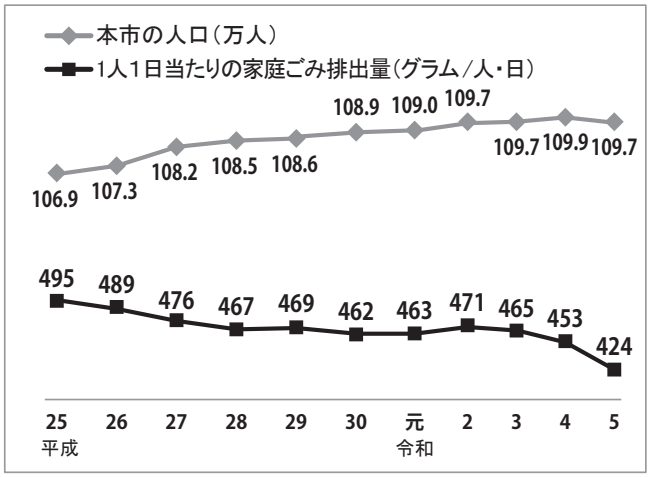

■家庭ごみに含まれる資源物の内訳（R５年度）

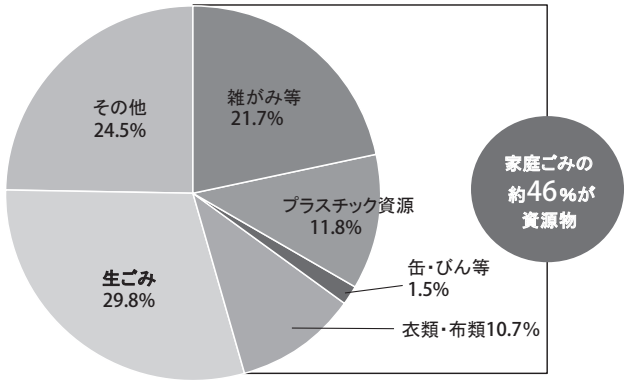

家庭ごみに混入している資源物の割合を調査した結果、混入率は約 46％となっています。
分ければ資源となり、リサイクルすることで環境への負荷が軽減します。より一層の分別が必要です。

■ごみ処理費用（R５年度）

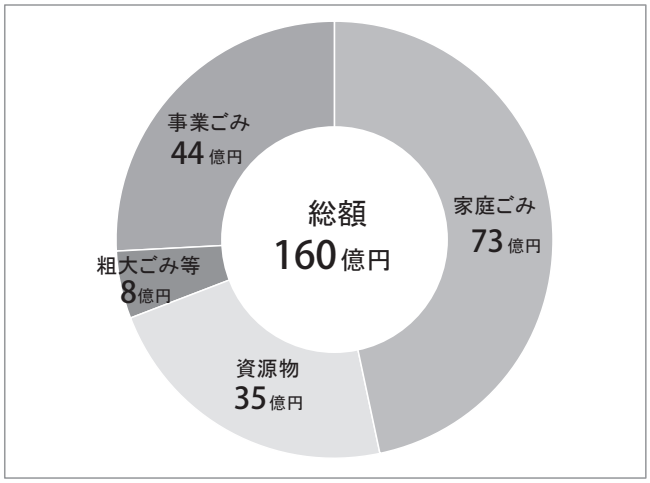

■生活ごみの処理費用（R５年度）

生活ごみ 108億円（粗大ごみ除く）

家庭ごみ	73 億円
缶・びん等	21 億円
プラ資源	11 億円
紙類	3 億円

ごみを処理するためには、たくさんの費用がかかっています。

■指定袋の収入の使途（R５年度）

家庭ごみ及びプラスチック資源の指定袋の価格には、ごみ処理にかかる費用の一部が含まれています。
令和５年度の販売額は約15億4千万円であり、その使途は次のとおりです。

内訳	金額
有料指定袋の製造や配送	6.0億円
資源物の分別収集や資源化処理	5.7億円
３Ｒ推進に係る広報や不適正排出対策	3.7億円
合計	15.4億円

※生活ごみは家庭から出される、缶・びん等、プラスチック資源、紙類、粗大ごみを含めたすべてのごみです。家庭ごみは生活ごみのうち緑色の袋で出されるごみです。

3　資源とごみの分け方・出し方に関するよくある質問（問い合わせ先は35ページ）

混入させてはいけないごみ

問 1　小型充電式電池（リチウムイオン電池やニカド電池等）やそれらが使用されている製品（モバイルバッテリーや電動歯ブラシ等）は家庭ごみやプラスチック資源に出してよいでしょうか。

（回答）小型充電式電池やそれらが容易に取り外せない製品は、火災の原因となるため、絶対に家庭ごみやプラスチック資源に混入させないでください。電池は端子部分を絶縁し透明な袋に入れて、電池が容易に取り外せない製品はそのまま、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に黄色の回収容器に出してください（30cmを超えるものは粗大ごみに出してください）。

小型充電式電池が取り外せるものは、取り外した小型充電式電池のみを「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に出し、本体は小型家電回収ボックスまたは家庭ごみに出してください（30cmを超えるものは粗大ごみに出してください）。

リチウムイオン電池

ニカド電池

ニッケル水素電池

小型充電式電池が使用されている製品の例　※電池・バッテリーが本体から容易に取り外せない製品はそのまま黄色い回収容器に出して下さい

モバイルバッテリー

加熱式たばこ

電動歯ブラシ

電動シェーバー

小型充電式電池の正しい出し方

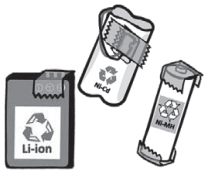

端子部分を絶縁

透明な袋に入れる

黄色の回収容器へ入れる

小型充電式電池が正しく分別されず、家庭ごみやプラスチック資源に混入すると、発火の危険があり、大変危険です。
正しい分別のご協力をお願いします。

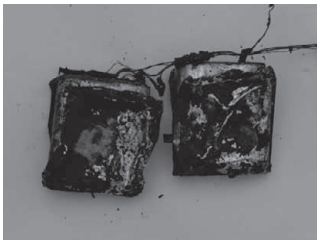
燃えた収集車と火災の原因となった小型充電式電池

問２　在宅医療廃棄物（注射器・点滴バッグなど）は、どのように捨てたらよいですか？

（回答）在宅医療廃棄物は、針刺しや血液等への接触を防ぐため、以下のとおり排出をお願いします。

【病院・診療所に相談するもの】

・針付き注射器、注射器の針、点滴針などの鋭利なもの
・針付きチューブ類
・ペン型注入器針、自己穿刺針など

【家庭ごみとして出すもの】

中身を捨ててビニール袋で密閉してから家庭ごみ指定袋へ入れてください。

・輸血袋、糞尿袋、ストーマ袋、紙おむつ、使用済み包帯、ガーゼ、脱脂綿、ＣＡＰＤバッグ
・栄養剤バッグ、チューブ類、ペン型注入器、カートリッジ（針なし）

【プラスチック資源に出すもの】

・錠剤などのプラスチック素材100％のボトル類
・プラスチック素材100％の薬の袋や容器（錠剤などの包装の裏にある金色や銀色のシートははがさなくても構いません）

【缶・びん・ペットボトルに出すもの】

・経腸栄養剤などの缶、錠剤などのガラスびん（フタは家庭ごみへ）

家庭ごみ関連

問３　ドライヤーやアイロンなどの小型の家電はどのように捨てればよいですか？（※家庭から出るもの）

（回答）家電の大きさによって処分方法が異なります。

１．リサイクルにご協力いただける場合
　市内スーパーマーケットや区役所等に設置している小型家電の回収ボックス（投入口は15cm×30cm）に入れていただければ、含まれている資源をリサイクルすることができます。
　設置場所について詳しくはワケルネットをご覧ください。

２．一番長いところが、おおむね30cm未満の場合
　「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて、ごみ集積所に出してください。
　（充電式の場合は、透明な袋に入れてから、「缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類」の日に黄色の回収容器に出してください）

３．一番長いところが、おおむね30cmを超える場合
　粗大ごみとなりますので、粗大ごみ受付センターにご連絡ください。

ワケルネット
二次元コード

問４　割れ物や使えなくなった刃物はどうすればよいですか？

（回答）割れ物や鋭利な物（ガラス・せともの・刃物など）は、危なくないように厚紙などでしっかり包んで、他のごみと一緒に、「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて出してください。なお、収集作業員に危ないものが入っていることが分かるように、指定袋に「キケン」等と見えるように書いてください。

問５　せん定した庭木はどうしたらいいですか?

（回答）仙台市では、ご家庭でせん定した庭木の枝や幹を無料で回収し、チップ化してたい肥の原料などにリサイクルする事業を実施しています。

自宅に収集に伺う「戸別収集」と、指定の場所に持ち込んでいただく「自己搬入」による方法があります。

方　法	申　込　先
戸別収集	インターネット受付： https://www.sendai-sodai.jp/eco/view/sendai/top.html （仙台市粗大ごみインターネット受付） 電話申し込み：粗大ごみ受付センター（TEL：022-716-5301）
自己搬入	お住まいの区の環境事業所

なお、せん定枝は家庭ごみとして集積所に出すこと（１回１束まで）も、臨時ごみとして出すこと（戸別収集・有料）もできます。

問６　壊れた傘のごみの出し方を教えてください。

（回答）「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて、他の家庭ごみと一緒にごみ集積所に出してください。

問７　灯油を入れていたポリタンクのごみの出し方を教えてください。

（回答）ポリタンク（20リットルまで）は、中身を使い切り、「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて出してください。20リットルを超えるポリタンクは粗大ごみとなります。

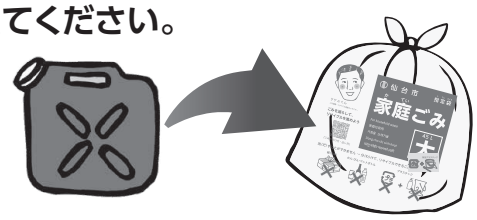

プラスチック資源関連

問８　「プラスチック資源で出せるごみ」について教えてください。

（回答）プラスチック資源では、これまで分別していたプラマーク（右図）が付いているプラスチック製容器包装に加えて、ハンガーやハブラシなど、100%プラスチックでできている製品プラスチックを出すことができます。一番長い部分がおおむね30cmを超える場合は、粗大ごみとなります。なお、以下のものは絶対に入れないで下さい。

プラマーク

充電池、充電池を使用した機器など

➡金属の端子部分にテープなどを貼り絶縁して、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」へ

ライター・刃物など

➡【ライター等】使い切って「家庭ごみ」へ
【刃物等】厚手の紙等で包み「家庭ごみ」へ

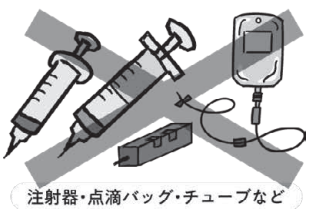
注射器・点滴バッグ・チューブなど

➡【注射器等】医療機関へ返却
【点滴バッグ等】ビニール袋に入れて「家庭ごみ」へ

問 9　プラスチック製容器包装の汚れはどの程度落とせばよいのですか?

（回答）固形物が残らない程度に、拭き取ったり、軽くすすいでください。
　チューブ類は、中身を使い切るだけで、出すことができます。

問 10　一部金属などプラスチック以外の素材を含む製品もおおむねプラスチックであればプラスチック資源として出せますか?

（回答）プラスチック以外の素材が含まれている場合は、家庭ごみに出してください。ただし、取り外してプラスチックのみにできる場合は、プラスチック以外の素材を外してプラスチック資源として出してください。

問 11　病院の薬の容器はどうすればよいですか?

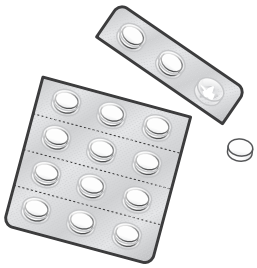

（回答）プラスチック製のものはプラスチック資源に出してください。
　裏の金色や銀色のシートは剥がしにくいので、付いたままでも大丈夫です。

問 12　ペットボトルはプラスチック資源に出せますか?

（回答）ペットボトルはより質の高いリサイクルルートが確立しているので、プラスチック資源には出さず、従来どおり「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に出してください。

問 13　発泡スチロールのごみの出し方を教えてください。

（回答）「プラスチック資源」として赤色の指定袋に入れてごみ集積所に出せます。
　魚箱など、大きな発泡スチロールは、プラスチック資源指定袋（大サイズ）をガムテープなどで表面に貼り付けてから、ひもで十字にしばってください。なお、箱の中には何も入れないで出してください。

問 14　発泡トレイは、スーパーなどで行っている店頭回収に出したほうがよいのですか?

（回答）発泡トレイは再び発泡トレイにリサイクルされるなど、店頭回収では均一の素材のものを効率よく回収でき、質の高い再生品にリサイクルすることができますので、積極的に活用してください。店舗によっては、発泡トレイのほか、紙パックやアルミ缶なども回収していますので、活用ください。

問 15 プラスチック資源を出すときにレジ袋を内袋として使用していますが、内袋の口をしばってはいけないと聞きました。なぜですか?

（回答）プラスチック資源の選別施設では、指定袋を機械で破いて中身を全て出し、異物がないか確認しています。内袋のような小さな袋は機械で破くことができず、一つ一つ手で破かなければならないため、余分な手間と経費が掛かってしまいます。そのため、プラスチック資源は、指定袋に直接入れるか、内袋として小さな袋を使用する場合には、その口をしばらないでください。

問 16 収集されたプラスチック資源は、その後どうなるのですか?

（回答）仙台港にある民間の選別施設に運ばれ、異物を取り除いた後で圧縮・梱包されます。その後、再商品化施設に引き渡され、日用品などのプラスチック製品の材料として利用されたり、熱分解して油分を生成した後、燃料として利用されたりします。

缶・びん・ペットボトル関連

問 17 黄色の回収容器に、缶・びん・ペットボトルの種類別に分けて入れなくてよいのはなぜですか?

（回答）種類別に分けると、例えば、びんや缶の回収容器には余裕があるがペットボトルの回収容器は足りない、といったことが起こります。回収容器を有効に使い、効率よく一度になるべくたくさんの資源物を運ぶために、種類別に分けず、全てまとめて入れてください。資源化施設で、回収容器をいったん全て空けて選別します。

問 18 黄色の回収容器が足りないときはどうすればよいのですか？

（回答）袋に入れ、回収容器の中に入れないで、脇に出してください。いつも回収容器が足りなくなる場合は、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

問 19 ペットボトルのフタは付けたまま出してもよいですか?

（回答）フタは機密性の保持や使いやすさの観点から、容器本体とは異なる材質で作られています。そのため、びん・スクリューボトル・ペットボトルなどのフタは、全て外して出してください。なお、外したフタは、プラスチック製のものはプラスチック資源に、金属製のものは家庭ごみに出してください。

問 20 ペットボトルはつぶして出すのに、なぜ、缶はつぶしてはいけないのですか?

（回答）缶は、資源化施設で磁石等を利用した機械処理によりアルミ缶とスチール缶に分けた後、プレス機でベール（立方体の固まり）化します。缶がつぶれていると、アルミ缶とスチール缶にうまく選別できなくなるほか、固まりからこぼれ落ちてしまい、ベール化の妨げになってしまいます。一方、ペットボトルはつぶれていてもベール化に支障がなく、逆にそのまま出すと容積が大きく回収効率が悪くなるため、つぶして出してください。

問 21 フライパン・鍋は、「缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の日」に出せると聞きましたが、取っ手（木・プラスチック）は付いたままでもよいですか?

（回答）少しの異質素材が付いていても資源化施設での処理工程内で取り除きますので、無理に取り外さなくても大丈夫です。

問 22 スプレー缶、カセットボンベのごみの出し方を教えてください。

（回答）カセットボンベや殺虫剤などのスプレー缶（エアゾール缶）は、中身を使い切ってから、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に、ごみ集積所の黄色の回収容器へ入れてください。なお、穴を開ける必要はありません。

必ず火気のない風通しのよい屋外でガス抜きキャップなどを使ってガスを出し切ってください。使い切ることができない場合や、ガス抜きキャップの使い方がわからない場合は、製品に記載の「お客様相談室」「販売先」にお問い合わせください。

スプレー缶が多量にある場合などお困りの場合は、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

問 23 卓上コンロ（カセットコンロ）の捨て方を教えてください。

（回答）一番長い部分の長さが30cm以下であれば、カセットボンベを外してから「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に黄色の回収容器に入れて出してください。

30cmを超えるものは、「粗大ごみ」として出すようお願いいたします。

カセットボンベは中身を使い切ってから、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に黄色の回収容器に入れて出してください。カセットボンベの穴開けは不要です。

紙類関連

問 24 収集曜日一覧に記載されている「1・3」って何日のことですか?

（回答）収集曜日の「１・３」とは、「その月の１回目と３回目」、「２・４」とは、「その月の２回目と４回目」という意味です。右のカレンダーでいえば、８月の「1・３回目の月曜日」は７日と２１日（■）、「２・４回目の木曜日」は１０日と２４日（●）となります。

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	■7	8	9	●10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	■21	22	23	●24	25	26
27	28	29	30	31		

問 25 なぜ紙の種類ごとに分別して出さなければならないのですか?

（回答）紙の種類によって、異なる紙製品にリサイクルされるためです。次の４分別にして出してください。

①新聞・折込チラシ（新聞紙・週刊誌などにリサイクルされます）、②段ボール（段ボールなどにリサイクルされます）、③紙パック（ティッシュペーパー・トイレットペーパーなどにリサイクルされます）、④雑誌・雑がみ（紙箱・雑誌の原料などにリサイクルされます）

雑誌・雑がみは、ビニール袋や紙箱に入れて出すこともできます。（雑誌・雑がみ以外はひもで十文字にしっかりしばって出してください）

新聞紙

段ボール

紙パック

雑誌・雑がみ
（雑がみは、紙袋などに入れてしばる）

問 26 雨の日でも収集しますか?

（回答）収集します。収集した紙類は製紙工場で薬品を使って水にいったん溶かすので、ごみ集積所でぬれてもリサイクルに影響ありません。種類別にひもでしばって出してください。

問 27 「紙」マークが付いている場合はどうすればよいですか?

（回答）「紙製容器包装」マーク（右図①）（以下、「紙」マークという）は、容器包装の主たる素材が紙であることを表すもので、100パーセント紙でできていることを表すわけではありません。防水加工やビニールコーティングされた紙容器などは、家庭ごみに出してください。区役所や市民センターなどの資源回収庫では「紙」マークがついていれば雑がみとして回収し、トイレットペーパーなどにリサイクルします。

なお、「紙パック」マーク（右図②）は、リサイクルできる紙パックに記載されているものですので、紙パックとして分別してください。

①紙製容器包装マーク

②紙パックマーク

問 28 シールやガムテープは剥がさなければいけませんか?

（回答）糊の成分は紙と分離することが難しく、紙以外の材質のものが混じると、良質な紙にリサイクルできません。シールなどの粘着物ははがして出してください。きれいにはがれない場合は、その部分は家庭ごみに捨てて、糊がついていない部分だけを紙類として出してください。

問 29 ホチキスやクリップは外さなければいけませんか?

（回答）ホチキスや小さなクリップは製紙工場での処理工程内で取り除くことができるので、外さなくても大丈夫です。ただし、大きなクリップは外して出してください。

ごみ集積所関連

問 30 猫やカラスがごみを散らかさないような、良い対策があったら教えてください。

（回答）「生ごみは水気を切り、新聞紙などで包んで出す」、「収集日と排出時間を守る」など、集積所を利用する方の協力が大切です。地域の事情に適した対策を話し合いにより講じてください。また、飛散防止用ネットを配付しているほか、ネットの使い方や設置の支援を行っています。お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

問 31 アパートの住人や外国人のごみの出し方が悪く、困っています。どこに相談したらよいですか?

（回答）お住まいの区の環境事業所にご相談ください。なお、仙台市では、外国語版（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語）の冊子「資源とごみの分け方・出し方」やごみ集積所用収集曜日ステッカー（日本語・英語・ベトナム語・ネパール語）を作成しています。また、ごみ出しルールの動画（やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語）を動画投稿サイト「YouTube」にアップしています。

問 32 指定袋以外の袋を使用するなど、ごみの出し方が間違っている場合に、取り残すのは、なぜですか?

（回答）仙台市では、ごみ出しルールが違うことを排出した本人に理解してもらうため、袋に警告シールを貼って、次回の家庭ごみ収集日まで取り残しすることにしています。

問 33 ごみ集積所の改善相談をすることはできますか?

（回答）飛散防止や鳥獣対策などのご相談はお住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。

問 34 ごみ集積所を清掃する際に気をつけることはありますか?

（回答）ごみ集積所を清掃する際には、自動車や自転車など周辺の状況にご注意ください。

また、手袋などを着用し、ごみに直接触れないよう、火ばさみやほうき、ちりとりを使ってごみを拾ってください。拾ったごみは分別せずに地域清掃ごみ袋へ入れ、空気を抜いて、しばってください。回収したごみは、家庭ごみと合わせて収集します。

問 35 ごみ集積所の新規設置、変更、廃止はできますか?

（回答）ごみ集積所を新設・変更・廃止するには、事前に届出が必要です。お住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。

問 36 ごみ集積所を移動したいのですが、どのような手続きが必要ですか?

（回答）お住まいの区の環境事業所にご相談ください。移動先が道路交通法上問題ないか、安全に収集できる場所かなどを確認します。なお、増設や廃止の場合も必ずご連絡ください。

【コラム】警告シールが貼られたらどうなるの？

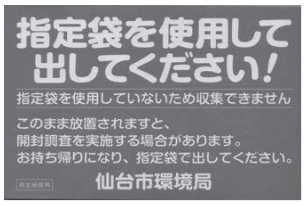

【赤色】
指定袋を使用しないで排出された際に貼付されます。

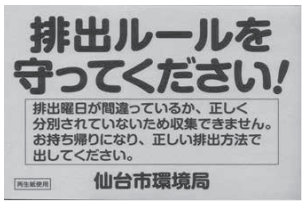

【黄色】
排出曜日や分別方法が誤っている場合に貼付されます。

直近の家庭ごみ収集曜日に
委託業者が収集します。

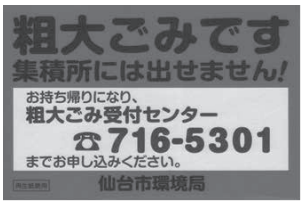

【赤色】
集積所に粗大ごみが出されている場合に貼付されます。

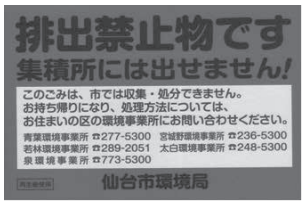

【赤色】
排出禁止物が集積所に出されている場合に貼付されます。

一定期間残置後、
環境事業所等が収集します。

※どれが貼付されても、最終的に収集されます。
※シールが貼付されても、指定袋はあけないでください。プライバシーの侵害となる可能性があります。

不法投棄関連

問 37　粗大ごみの手数料納付券（シール）が貼ってある粗大ごみが放置されている場合は、どうしたらよいですか?

（回答）取り残しまたは不法投棄の可能性がありますので、家庭ごみ減量課に連絡をお願いします。内容を確認し、状況に応じた対処をいたします。

問 38　ごみ集積所に不法投棄されて困っています。何か対策はありますか?

（回答）お住まいの区の環境事業所にご相談ください。職員が現地を調査し、不法投棄されない環境づくりのお手伝いをします。

問 39　不法投棄を見つけたときはどうすればよいですか?

（回答）日時・場所・不法投棄の内容などを、各区の環境事業所または産廃110番にご連絡ください。

問 40　不法投棄をされたときはどうすればよいですか?

（回答）土地の所有者あるいは管理者には、その土地を清潔に保持する責任があります。道路・公園等の公共用地の場合は区役所等の所管課に、集積所の場合はお住まいの区の環境事業所にご相談ください。民地の場合は、その土地の所有者あるいは管理者の責任で処理する必要があります。

問 41　放置自転車・バイク・自動車の処理に困っているのですが、どうすればよいですか?

（回答）最寄りの警察署または交番にご連絡ください。

その他

問 42　仙台市では、なぜ「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分けないのですか?

（回答）仙台市では、「資源になるか、ならないか」を基準として、ごみの分別をしています。資源化できるものはそれぞれの資源化施設で再資源化し、資源化が難しいものは焼却施設で高温焼却した後、埋め立てています。高温焼却することで有害物質の排出を抑えられるほか、燃やせる部分を灰にして容積を小さくしてから埋め立てることにより、埋立処分場の延命化を図ることができます。また、燃やしたときに発生する熱は、発電や暖房、温水プールなどに有効活用されています。

問 43 収集時間が日によって異なります。同じ時間にしてもらえませんか?

（回答）全体の排出量や交通事情等に左右されるので、一定の時間に収集に伺うことができません。収集は午前８時30分から順次行っていますので、ごみは収集日当日の、早朝から午前8時30分までに出してください。

問 44 ごみ集積所に出されたアルミ缶や紙などを持っていく人を見かけたのですが。

（回答）資源物の持ち去りを見かけた場合は、各区の環境事業所または最寄りの警察署・交番までご連絡ください。なお、その際、目撃場所・日時・車両番号・人相（性別・年齢・服装・体格等）・人数などをお知らせください。

問 45 家庭ごみの分別はどこで調べることができますか?

（回答）家庭から出ることの多い品目の分別について、仙台市ホームページにて「五十音で引くワケ方事典」で検索できます。

　また、スマートフォンをお持ちの方は、指定袋に記載されている二次元コードからも検索できます。

※「ワケルネット」もご覧ください。ごみの分け方について、お問い合わせの多い質問を掲載しています。

※ 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」でもお問い合わせを受け付けています。

問 46 地域清掃ごみ袋はどこでもらえますか?

（回答）各区役所・総合支所まちづくり推進課、各区環境事業所及び環境局家庭ごみ減量課で配布しています。

第Ⅲ章　活動のヒント

1　推進員活動のすすめ ー 地域住民への働き掛け方はいろいろ

推進員として町内会などの地域で活動する際に、どのような活動から始めたらよいかわからない、悩んでいる方に向けて、地域活動の支援を行っている遠藤智栄先生より活動のコツを伺いました。悩んでいる方はぜひ、活動の参考にしてください。

「推進員」を地域の方々に認知してもらおう

皆さんは、推進員の委嘱を受けてこれから活動していくことになるわけですが、地域での活動は、地域の方々から「認知」されるとやりやすくなります。では、推進員について知ってもらうためには、地域の方々にどのように説明したらいいでしょうか？

「クリーン仙台推進員・クリーンメイト　活動の手引き」（本誌）に目的や位置付けが書いてありますが、そのままの言葉ではなかなか伝わりにくいときは、言い換えて伝えてみてはいかがでしょうか。

＜遠藤智栄氏 プロフィール＞

まちづくりアドバイザー。人材育成、まちづくり、政策への市民参画協働の分野で活動。市民の個性や想いを大切にしたソーシャルデザインを応援している。地域社会デザイン･ラボ代表。

＜推進員の役割＞

①ごみの減量などを通じた環境まちづくり活動、問題解決行動を応援する役割

②環境まちづくり活動を進める上で、市民と行政の連携を図るコーディネーター・リーダー

そして、法律に基づいて仙台市が設置した制度であること、さらに、推進員であるあなたの「ごみ減量やまち美化などへの思い」も合わせてお伝えすれば、地域の方々の理解はさらに進むでしょう。

お互いの顔と個性が分かり、気持ち良く話し合える関係、人と人との絆ができれば、これを土台にして、地域でのごみ減量・まち美化、さらには防災・防犯などの活動に、地域の方々と力を合わせて取り組むことができると思います。

推進員活動の始め方

「推進員になったけど、何をすればいいか分からない」といった声をよく聞きます。そんなときは、ぜひ、仙台市が実施する「研修会」に参加してみましょう。

研修会では、推進員同士の交流・情報交換を通じて、他の皆さんがどんな取り組みをしているか知り、参考にすることができます。そこから、「問題を知る」「地域・環境に関心を持つ」「仲間を作る」「地域の方への働き掛け方を考える」「小さなことから実践する」「改善する」の活動のサイクルを作り、自分なりの活動に発展させていきましょう。

＜活動のサイクル＞

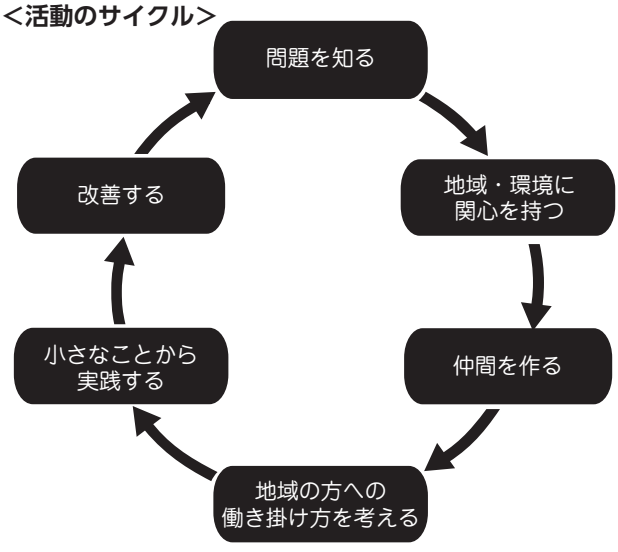

では、推進員の活動には具体的にどんなものがあるでしょうか。

これまで実践されてきた活動を分類すると、以下のようにさまざまなものがあります。地域で問題になっていることや自分の関心、経験などと照らし合わせてみてください。何か気になるテーマはありませんか。

＜推進員の活動例＞

- ●カラス、犬、猫などの対策
- ●ごみの分別周知
- ●紙類の出し方ルールの周知と点検
- ●単身・学生アパート住人への働き掛け
- ●事業（営業）ごみ対策
- ●勉強会・見学会の企画・開催
- ●缶・びん・ペットボトルの出し方ルールの周知と点検
- ●集積所の改修
- ●回覧物・掲示物の作成
- ●外国人住民への働き掛け
- ●不法投棄対策
- ●町内の清掃
- ●ポイ捨て対策
- ●集積所の美化
- ●子どもへの環境教育
- ●ごみ減量への取り組み

推進員活動の５つのポイント

活動を実践していく時に、押さえておきたいポイントが５つあります。

＜５つの活動ポイント＞

①推進員活動は「地域住民による問題解決行動・まちづくり」であり、住民自治活動の一環です。

②「自分ができる」から「みんなができるための援助をする」のが推進員の活動です。

③「一人」でやっていたことから、『グループ・チーム』での活動へ、発展させていきましょう。同じ関心を持つ人が２人、３人集まれば、それはもうグループです。町内会の中でグループ化してもいいですし、他の地域の推進員とテーマごとにグループやチームを作って、勉強会を実施するのもお勧めです。

④住民同士がつながり、「気付き」を共有する運動にしましょう。人は、自分自身で気付けば行動します。

⑤住民と行政との「協働」の視点を持ち、お互いに知恵や意見を出し合って活動を進めましょう。

地域活動の発展段階

さて、皆さんがまちづくりや問題解決に向けて地域で活動していく中で覚えておいていただきたいのが、活動には発展段階があるということです。

第１段階は「住民同士の思いや情報を共有する」段階です。「うちの地域ではこれができていないよね」「もうちょっとここがきれいになればね」。こんな話が互いにできる関係づくりが大切です。

第２段階は「共に学び合う」段階です。その問題を解決するにはどういう方法があるのかについて、推進員同士、住民同士で勉強します。

＜地域活動の発展段階＞

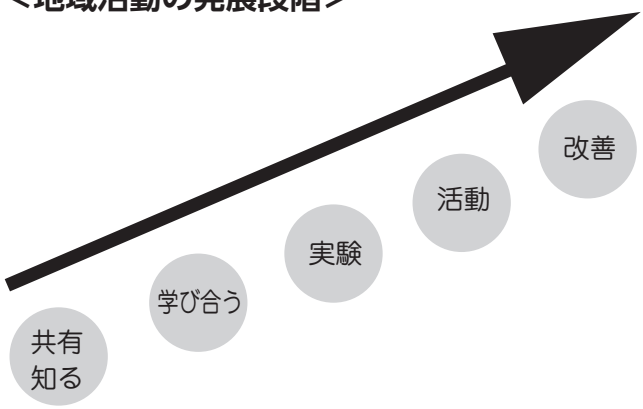

ある程度勉強したら、第３段階、「実験してみる」段階です。「お試しでチラシを書いてみる」「お試しで掲示板に貼ってみる」など、お試しで少しずつやってみるのです。

そして、第４段階が「活動する」段階。実験結果を踏まえて、実際に活動します。

最後に、第５段階、「改善・成長する」段階。活動も一回やったらそのままではなく、毎回、振り返り見直して改善を図り、より成果が上がる活動に進化させましょう。

「観察」から「話し合い」、「問題解決」へ。「話し合いの文化」を根付かせよう！

推進員活動を実施する際に、まず重要になるのが「観察」です。推進員の皆さんが、どんな援助を行い、どんな言葉を掛けるかは、観察で何に気付くかで変わってくるからです。

例えば、地域の方々のごみ出しの状況や行動のクセ、カラスの特性などを観察します。そして、観察で気付いたことを推進員同士・住民同士で話し合い、共有し、いろんな取り組みやアイデアを出してみるのです。そうすれば、「３人寄れば文殊の知恵」ということわざにもあるように、活動アイデアや援助の工夫が出てくることでしょう。

あなたの住む地域に「話し合いの文化」を根付かせてください。「会話」「対話」「議論」がある地域は、問題解決力も高い地域といえます。何か問題が生じた場合は、住民が集って、みんなで語り合い、アイデアを出し合い、多様な視点で物事を考えることで、見えにくいものが見えてきます。

＜話し合いの文化を育てよう＞

●会話＝筋道よりも自由さ。思いつくまま話す
●対話＝自分を主語にして話す。判断を保留し、異なる意見を受け止め、背景を探る
●議論＝意見を交わし、より良い答えを見つける。事実や論理を大切にする

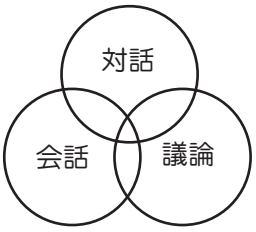

◆アイデアを多く出してほしい場合のルール例

①批判禁止　②たくさん出そう　③とっぴな案も歓迎　④連結・応用もＯＫ

そして話し合いの際には、ぜひ、「問題解決のプロセスで話をする」ことに挑戦してみてください。このプロセスを推進員をはじめ地域の方々と実践していければ、課題解決はどんどん進むはずです。

＜問題解決のプロセス＞

①問題を発見し、みんなで共有する。
②問題の根本的な原因を探り当てる。
③問題の解決策を複数考え、適切なものを選ぶ。
④行動計画を作り、行動する。

住民を援助するコツ

ルールを守らない人は、実はごみ出しルールや分別の方法が分からなくて「困っている人」なのかもしれません。その困っている人を助けるのが「援助」です。援助する際には、次の点を心掛けましょう。

①責めない

ごみの出し方を間違えた人を責めれば責めるほど、かたくなになって反発される場合があります。「北風と太陽」の物語のように、暖かい太陽方式で、言葉や接し方を工夫して、良い関係づくりを心掛けましょう。

②世間の目を活用する

人は「世間の目」を気にしています。ごみを出す時間に集積所であいさつをしたり、近隣で花を植栽したりすることで、この地域ではいろいろな方が地域に関心を持ち、世話をし、手を掛けていることが伝わります。こうした地域では、ルール違反をしにくくなるものです。

③「指導する」から「相談に乗る」へ

推進員の皆さんが学んで身に付けたノウハウや工夫、情報を、地域の方々に伝えるのも大切な活動です。その際は、「指導する」よりも「相談に乗る」という接し方が効果的です。「○○○しなさい」よりも、「お困りですか。相談に乗りましょうか」「分からないことがあったら声を掛けてね」という言葉です。相手の個性に合わせて接し方を工夫しましょう。

④100%を目指さない。一人の100%より全員の80%

100%を目指すと、つい間違えた人やできない人を責めてしまいがちです。誰でも間違いはあるもの。完璧な方が1人いるよりも、80%できる方を地域にたくさん増やしていきましょう。

⑤ほがらかに

堅い表情では声を掛けにくく、監視されているようで、ごみを出すのもおっくうになってしまいます。お顔はほがらかに、互いに気持ち良く言葉を交わしましょう。

⑥伝える内容と方法を工夫しよう

地域の方々に働き掛けるときには、「伝える内容・言葉」と「伝える方法」に知恵を絞りましょう。伝える内容や方法は、以下のようにさまざまあります。マンネリ化しないよう、内容と方法をいろいろ組み合わせて、目先に変化をつけてみましょう。

＜伝える内容＞

ごみの出し方ルール、困った例・良い例、住民の声、 相談、写真、イラスト、テーマ別の情報提供・・・

＜伝える方法＞

声掛け、町内会報や回覧板への掲載、チラシ配布、ポスター掲示、説明会開催、ホームページ利用・・・

住民組織・行政・企業等との「協働」の視点を持とう

最後に提案したいのが、「協働」の視点を持つことです。

普段の活動では「自分たちの地域は自分たちで良くしよう」が基本となりますが、自分たちだけで知恵を絞っても解決しにくい問題に出会う場合もあります。そんなときは、行政との「協働」で問題に取り組んでみてください。行政と一緒に、同じ目標に向かって汗をかき、知恵を出し合いながら、役割分担をして問題を解決していくのです。そのためにも、普段から、環境事業所や家庭ごみ減量課の職員、地域内の企業と情報交換や交流を図り、関係づくりをしておきましょう。

＜取り組みのステップ＞

住民主体での地域活動 → 住民組織と企業等との協働 → 住民組織と行政との協働 → 政策提言・提案

また、協働でも解決できない場合は、住民組織として政策提案することも考えられます。地域に問題があれば、その実態を調査して、問題の解決策をさまざまな観点から探り、研究します。そして、住民ができること、行政が担うこと、協働ですること、新たに政策を立案すべきことに分けて考えるのです。他都市の事例も参考にできるでしょう。

「批判・文句」から「提案・実践」へ。市民力をアップしよう

「批判・文句を言う市民」から「提案し実践する市民」を目指しましょう。

推進員の活動は、私たちひとりひとりの「市民力」をアップして、住みやすく誇りのある地域を作る、大切な活動です。より良いまちづくりを目指して、みんなで力を合わせて取り組んでいきましょう。

2 クリーン仙台推進員活動の知恵袋 町内会の取り組み事例の中から、活動のヒントを集めました。

クリーン仙台推進員活動のヒント

■ クリーン仙台推進員は、具体的に何をしたらいいの？

クリーン仙台推進員の皆さんに、実際に活動した内容をアンケートでお聞きしました。

結果は、割合が高い順に、「ごみ集積所の点検・見回り」、「ごみ集積所の清掃」、「町内会へ報告や呼びかけ」となりました。その他の活動は、下の表のとおりとなりました。

ごみの正しい出し方やごみの減量について、地域のリーダーとして、さまざまな活動をしていただいていることがわかります。

クリーン仙台推進員の活動内容と割合（令和５年度クリーン仙台推進員活動報告より）

活動内容	実施割合
ごみ集積所の点検・見回り	97.1%
ごみ集積所の清掃	88.6%
町内会へ報告や呼びかけ	81.2%
まち美化活動	76.9%
ごみ集積所の改修	72.9%

活動内容	実施割合
ごみ集積所での分別啓発	72.2%
不法投棄巡視パトロール	65.5%
町内会報等へ環境記事掲載	55.5%
チラシやポスターの作成	45.6%
環境に関する勉強会の実施	24.7%

集積所管理のヒント

■ カラスなどの鳥獣被害を減らすには？

・カラスによるごみの散乱被害を減らすには、ごみの出し方がポイントです。ごみ袋を覆うネットを、隙間ができないようにしっかりと掛けることが大切です。
　また、カラスは目が良いため、ごみ袋が見えないように、ネットの上からシートを掛けたり、ごみを収納する容器を設置するなど工夫しているところもあるようです。
・正しいごみの出し方のルールや、ネットの使い方を地域住民に呼びかけ、お知らせすることも大切です。
・環境事業所では、効果的なネットの使い方や、地域住民への周知方法など、ごみ集積所管理のお手伝いをしていますので、お困りごとはご相談ください。
・仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」（https://www.gomi100.com）では、ポスターのテンプレートやポスター作成に使用できる素材をダウンロードできますので、ご活用ください。

ごみ集積所のカラス対策で工夫していること（令和５年度クリーン仙台推進員活動報告より）

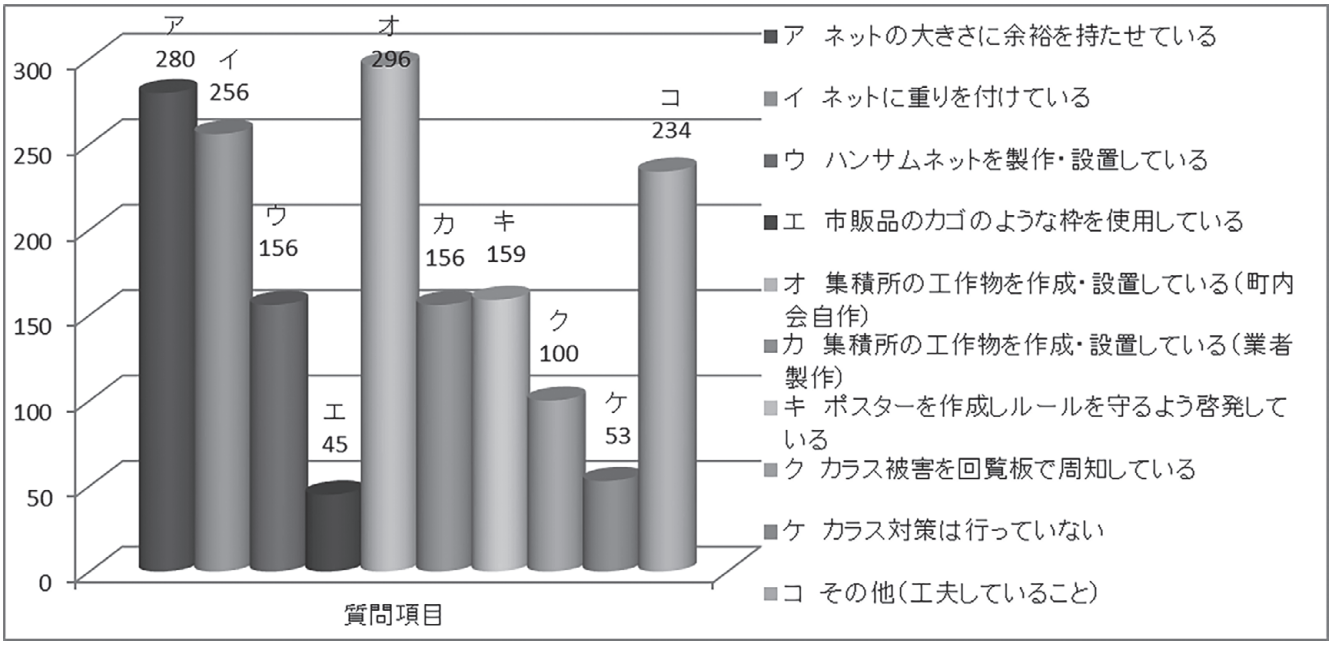

ポスターの一例

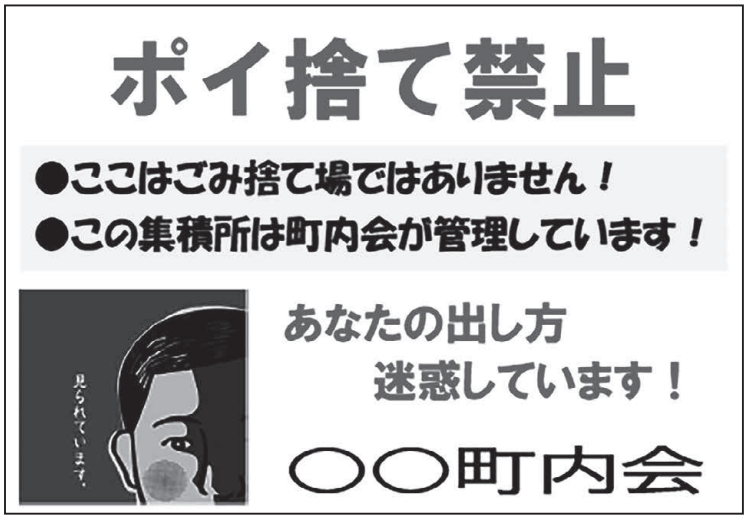

《町内会での取り組み事例》

カラスがネットの外からごみ袋をつつくのを防ぐため、ブルーシートをネットの内側に貼っています。

上からつつかれることを防ぐため、上部に蓋を設けています。

カラスが集積所に留まることを防ぐため、結束バンドをパイプ上部に取り付けています。

■ 地域の方にごみ出しルールを知ってもらうための工夫は？

《町内会での取り組み事例》
・環境事業所に依頼し、分別講座を町内会で主催した。
・新1年生入学お祝い会など地域の行事にあわせて、分別体験講座を実施した。
・ごみ集積所に貼るポスターや回覧板用のちらしを作成し、繰り返し伝えた。

■ 地域の方にごみ出しルールを守ってもらうための工夫は？

《町内会での取り組み事例》
・間違いをその場で指摘せず、相手と顔見知りになってからごみ出しルールを説明した。
・自発的にルールを守ってもらえるよう、ペットボトルのフタ入れ、缶やペットボトルを入れてきた袋の回収袋などをごみ集積所に設置した。
・町内会報にごみ集積所の現状を写真なども含めて掲載し、マナーを守るよう呼び掛けている。

■ 外国人住民にごみの出し方を知ってもらうには？

・外国人住民向けに外国語で作成した集積所収集曜日ステッカーやごみの分け方・出し方の冊子、ポスターも作成しています。ご入り用の際は、環境事業所へご連絡ください。
また、ポスターやチラシを作成するときには「やさしい日本語（むずかしい言葉を言い換えるなどした分かりやすい日本語）」で外国人住民に伝えてみましょう。
・地域に住む外国人住民との関わり方についてのご相談や、ご近所に助けが必要な外国人住民がいらっしゃった際は、（公財）仙台観光国際協会 国際化事業部（TEL 022-268-6260）までご相談ください。

ネパール語「収集曜日の8：30までに出して」

ベトナム語「粗大ごみの出し方」

《町内会での取り組み事例》
・留学生にベトナム語でごみルールやポスターを作成してもらい、ごみ集積所に掲示した。
・外国人が多く入居しているアパートにベトナム語の「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットを配布した。
・外国人には文字では伝わりにくいので、写真を入れたポスターを作成して貼りだした。

■ ポスターを効果的なものにする工夫は？

《町内会での取り組み事例》
・こどもたちに啓発ポスターを作ってもらうことで、大人に関心を持ってもらうようにした。

■ ごみ集積所をきれいに利用してもらう工夫は？

《町内会での取り組み事例》
●ルールが守られていないごみ集積所へ改善点を掲示し、意識してもらうようにした。
●事情により町内会に加入していない方にもごみ集積所の清掃当番に参加してもらった。
●部外者からごみの持ち込みをされにくい場所にごみ集積所を移動した。
●定期的にごみ集積所の見回りを行い、改善点などを町内会だよりなどで周知した。
●ごみ集積所にほうきやちりとりを置いて、地域の方々で気づいた人がその都度掃除できるようにしている。

ごみ減量･リサイクル情報広報のヒント

■ 地域の方のごみへの関心を高めるには？

・仙台市では、町内会等が主催する「分別出前講座」や「ワケルくんバスで行く！環境施設を見る会」の申込を随時、受け付けています。出前講座では模擬ごみを利用した分別体験、環境施設を見る会では焼却工場や民間リサイクル施設などの見学を行うことができますので、ぜひご活用ください。（☞P6～7参照）

《町内会での取り組み事例》
●リサイクル施設見学会を町内会で実施し、ごみ減量リサイクルの知識を身に着けた。
●模擬ごみを使った分別体験のできる出前講座や、市政出前講座を町内会で開催し、ごみへの理解を深めた。

■ ごみ減量を進める取り組みは？

・仙台市が、年４回発行しているメビウス通信では、ごみの減量・リサイクルや適正排出にかかる最新情報を発信しています。ぜひ、町内での掲示や回覧をして、ご活用ください。

《町内会での取り組み事例》

●ごみの排出量を調査・記録し、その結果を表やグラフを使って町内会報でお知らせした。

●掃除当番ノートに記載された質問を、各班長に提出してもらっている。環境事業所に問い合わせ、もらった回答をノートに貼付したり回覧したりしている。

まち美化のヒント

■ 効果的なまち美化活動を行うには？

・地域での清掃活動で、道路などを清掃する際に使用できる地域清掃ごみ袋を配布しています。清掃活動を実施する際にご活用ください（公園のみの清掃の場合には、公園課が配布しているごみ袋をご使用ください）。

《町内会での取り組み事例》

●町内をあげて美化活動を実施した。

●住民、町内会役員、事業者の三者で地域の一斉清掃を実施し、きれいな地域づくりが習慣化された。

●老人クラブや子ども会と連携して、花壇づくりに取り組んだ。

●年４回実施している「まちぐるみ清掃」に、地域内外の小中学生に広く声をかけ参加を募っている。

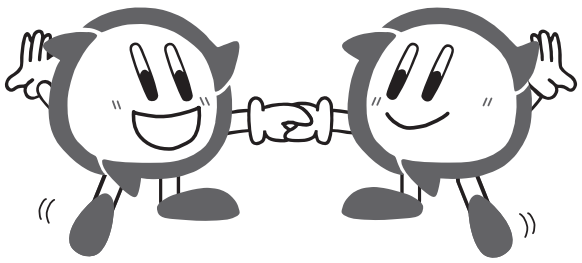

資　料　集

1　クリーン仙台推進員設置要綱（平成7年7月31日市長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーン仙台推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（推薦及び委嘱）

第２条　推進員は、町内会、マンション管理組合及びその他の自治組織（以下「町内会等」という。）の推薦によって、市長が適当と認める者にこれを委嘱する。

２　前項の規定により推進員を委嘱する場合における推進員の定数は、世帯数が500未満の町内会等にあっては５人以内、500以上の町内会等にあっては10人以内とする。ただし、町内会等から希望があり、かつ市長が必要と認める場合は追加して委嘱することができる。

（給与等）

第３条　推進員には、給与は支給しないものとする。

２　推進員は活動を行うための費用について、予算の範囲内で、別に市長が定める額の弁償を受けることができる。

（任期）

第４条　推進員の任期は、10月1日から翌々年の9月30日までの２カ年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項に規定する期間の中途において委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、前任者がいない場合には、委嘱された日から前任者がいた場合の残任期間に相当する期間とする。

（活動）

第５条　推進員の活動は次のとおりとする。

（1）生活環境の清潔の保持に務めるとともに、地域住民による一般廃棄物の適正な分別･排出及び再生利用の促進に関する助言及び指導を行うこと

（2）一般廃棄物の適正な分別･排出及び再生利用に関し、本市と地域住民との間及び地域住民相互間の連絡及び調整を行うこと

（3）一般廃棄物の自己処理に関する助言及び指導に務めること

（4）地域住民の環境意識の普及啓発に努めるとともに、地域住民による集団清掃その他生活環境の向上のための活動を促進すること

（5）本市の行う環境事業につき、調査並びに情報の収集及び提供を行うこと

（6）不法投棄されやすい場所等を定期的に巡視し、不法投棄の事実を認めた場合には、速やかに、発見した区域を担当する環境事業所又は市長が別に指定する機関に通報すること

（7）その他一般廃棄物の減量及び再生利用、生活環境の保全に務めること

（研修）
第６条　市長は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

（解嘱）
第７条　市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱するものとする。
（1）本市の区域内に住所を有しなくなったとき
（2）推進員の活動の遂行に支障があると認められるとき
（3）その他市長が必要があると認めるとき

（活動報告）
第８条　推進員は、市長が開催する会議に出席し、その活動の状況及び成果について、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出席することができないときは、別に市長が定める方法により報告することができる。

（クリーンメイト）
第９条　市長は、推進員が地域での活動を遂行するために必要と認めたときは、町内会等の推薦により推進員の活動に協力する者（以下「クリーンメイト」という。）を委嘱することができる。
２　クリーンメイトには、給与は支給しないものとする。
３　クリーンメイトの任期は、推進員の任期に準ずるものとする。
４　クリーンメイトは、市長が認めた場合に限り、第６条に規定する研修に参加することができる。

（その他必要事項）
第10条　この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は環境局長が定める。

2　クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱（平成27年3月6日環境局長決裁）

（趣旨）
第１条　この要綱は、本市のクリーン仙台推進員(クリーン仙台推進員設置要綱(平成7年7月31日市長決裁)に定めるクリーン仙台推進員をいう。)として，多年にわたり地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に尽力し，その功績が顕著である者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象者）
第２条　市長は，次の各号のいずれかに該当する者を表彰するものとする。
(1)クリーン仙台推進員を継続して10年以上務め,地域における廃棄物の適正な分別･排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に貢献した者
(2)前号に準じる功績があり,表彰に値すると認められる者
(3)その他,市長が認める者

（基準日）
第３条　前条に規定する勤続年数は、毎年7月1日を基準日として判定するものとする。

（表彰）
第４条　表彰は、毎年7月に行うものとする。
２　表彰を受ける者に対しては、感謝状に添えて記念品を贈呈する。

（その他必要事項）
第５条　この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は資源循環部長が定める。

3 クリーン仙台推進員制度のあゆみ

平成４年２月	モデル事業としてスタート。21地区（青葉区５、宮城野区４、若林区５、太白区４、泉区４）から計63名を推進員に委嘱
平成５年４月	モデル事業として継続。33地区（青葉区8、宮城野区６、若林区６、太白区７、泉区６）から計98名を推進員に委嘱
平成６年４月	モデル事業として継続。各区１地区をモデル地区（連合町内会単位）とし、モデル地区内の全ての単位町内会から計93名を推進員に委嘱
平成７年８月	「クリーン仙台推進員設置要綱」を制定し、クリーン仙台推進員制度を本格的にスタート。対象地区を全市に拡大 ※推薦枠：1,000世帯未満＝１名、1,000世帯以上＝２名以内 ※推進員委嘱者数＝194名（平成８年１月現在）
平成17年８月	推進員と不法投棄巡視員を結合（推進員の活動内容の１つに不法投棄巡視を追加） クリーンメイト制度を新設 ※推進員委嘱者数＝1,117名、メイト任命者数＝428名（平成17年８月現在）
平成20年３月	町内会長等からの推進員推薦枠を拡充 ※推薦枠：500世帯未満＝５名以内、500世帯以上＝10名以内 ※推進員委嘱者数＝2,389名（うち追加委嘱者数＝1,277名）（平成20年６月現在）
平成23年１月	推進員の任期満了期日を７月31日から６月30日に変更 ※推進員委嘱者数＝2,162名、メイト委嘱者数＝1,459名（平成23年７月現在）
平成27年３月	「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」制定（推進員を継続して10年以上勤め、適正な分別・排出等貢献した方を表彰することとする） ※表彰者数：平成27年 210名、平成29年 92名、令和元年 318名、令和3年 144名 令和5年 177名、令和7年 167名
令和７年３月	※推進員委嘱者数＝2,271名、メイト委嘱者数＝1,320名
令和７年４月	推進員の任期満了日を６月30日から９月30日に変更

お問い合わせ先一覧（仙台市の局番:022）

◆推進員・メイトの推薦・委嘱、ごみの出し方・ごみ集積所に関すること

お住まいの区の環境事業所、環境局家庭ごみ減量課

問い合わせ先	所　在　地	TEL	FAX
青葉環境事業所	〒989-3121　青葉区郷六字葛岡57-3	277−5300	277−8750
宮城野環境事業所	〒983-0032　宮城野区仙石1-1	236−5300	236−6123
若林環境事業所	〒984-0835　若林区今泉字上新田103	289−2051	289−5775
太白環境事業所	〒982-0003　太白区郡山字上野4-1	248−5300	248−5361
泉環境事業所	〒981-3111　泉区松森字阿比古33	773−5300	373−1156
家庭ごみ減量課	〒980-0802　青葉区二日町6-12	214−8227	214−8277

◆資源物の分別・リサイクルに関すること

家庭ごみ減量課（TEL）214−8227

仙台市総合コールセンター 杜の都おしえてコール（TEL）398-4894（受付時間 8時～20時（年中無休）土日祝休日は17時まで）

◆不法投棄・不法焼却に関すること

発見した区の環境事業所（上記参照）

産廃110番（TEL）214−3809（FAX）214−8356（土･日･祝･夜間（17:55～翌8:30）はFAXのみ）

◆放置自転車・バイク・自動車に関すること

最寄りの警察署または交番

◆町内会行事への支援に関すること

内　容	問い合わせ先	TEL
環境事業所による出前講座	お住まいの区の環境事業所	（上記参照）
環境施設見学の申し込み	家庭ごみ減量課	214−8229
市政出前講座の申し込み	市民局広聴課	214−6132
地域清掃ごみ袋の配布 ※地域清掃ごみ袋の収集 ･少量の場合 家庭ごみの日にごみ集積所へ出してください ･多量の場合 事前にお住まいの区の環境事業所へご相談ください	各環境事業所、家庭ごみ減量課 青葉区まちづくり推進課 宮城野区まちづくり推進課 若林区まちづくり推進課 太白区まちづくり推進課 泉区まちづくり推進課 宮城総合支所まちづくり推進課 秋保総合支所まちづくり推進課	（上記参照） （代）225−7211 （代）291−2111 （代）282−1111 （代）247−1111 （代）372−3111 （代）392−2111 （代）399−2111
公園から出たごみの処理依頼	各区公園課、宮城総合支所公園課 秋保総合支所建設課	（上記代表電話へ）
道路側溝の土砂・ごみの処理依頼	各区道路課、宮城総合支所道路課 秋保総合支所建設課	（上記代表電話へ）

◆クリーン仙台推進員、クリーンメイトの活動での事故に関すること

各区まちづくり推進課、各総合支所まちづくり推進課（TELは上記代表電話へ）

（様式1）

クリーン仙台推進員 推薦書兼変更・退任届

年　　月　　日

(あて先)仙台市長

学区名
団体名

住 所　仙台市　　区

代表者氏名

電話番号

クリーン仙台推進員について、下記のとおり推薦書兼変更・退任届を提出します。
【推薦枠】500世帯未満の団体：５名以内、500世帯以上の団体：10名以内
※推進員の委嘱を受けていた方を再度推薦する場合は「再任」を選択願います。（過去に推進員を経験した方で、期間が空いた方を再度推薦する場合も「再任」となります。）

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に〇印	退任 ※退任者を記入
1	(ふりがな) 氏名 住 所 〒　　－　　仙台市　　区 電話番号　　－　　－ 団体役職(就かれている場合)　（　　） 事務処理欄　推進員No.　　―　　― 1 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に〇印 役員交代 そ の 他（　　）
2	(ふりがな) 氏名 住 所 〒　　－　　仙台市　　区 電話番号　　－　　－ 団体役職(就かれている場合)　（　　） 事務処理欄　推進員No.　　―　　― 1 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に〇印 役員交代 そ の 他（　　）
3	(ふりがな) 氏名 住 所 〒　　－　　仙台市　　区 電話番号　　－　　－ 団体役職(就かれている場合)　（　　） 事務処理欄　推進員No.　　―　　― 1 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に〇印 役員交代 そ の 他（　　）

裏面につづく

（R05.03）

（様式1）

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
4	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 － 仙台市 区 電話番号 － － 団体役職(就かれている場合) （ ） 事務処理欄 推進員No. — — 1 —	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 （ ）

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
5	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 － 仙台市 区 電話番号 － － 団体役職(就かれている場合) （ ） 事務処理欄 推進員No. — — 1 —	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 （ ）

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
6	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 － 仙台市 区 電話番号 － － 団体役職(就かれている場合) （ ） 事務処理欄 推進員No. — — 1 —	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 （ ）

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
7	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 － 仙台市 区 電話番号 － － 団体役職(就かれている場合) （ ） 事務処理欄 推進員No. — — 1 —	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 （ ）

（様式2）

クリーンメイト 推薦書兼変更・退任届

年　　月　　日

(あて先)仙台市長

学区名
団体名

住 所　仙台市　　区

代表者氏名

電話番号

クリーンメイトについて、下記のとおり推薦書兼変更・退任届を提出します。
※メイトの委嘱を受けていた方を再度推薦する場合は「再任」を選択願います。（過去にメイトを経験した方で、期間が空いた方を再度推薦する場合も「再任」となります。）

	推薦（ 新任 ・ 再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に〇印	退任 ※退任者を記入
1	(ふりがな) 氏名 住 所 〒　　－　　仙台市　　区 電話番号　　－　　－ 団体役職(就かれている場合)　(　　) 事務処理欄 メイトNo.　　－　　－ 2 －	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に〇印 役員交代 そ の 他 (　　)

	推薦（ 新任 ・ 再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に〇印	退任 ※退任者を記入
2	(ふりがな) 氏名 住 所 〒　　－　　仙台市　　区 電話番号　　－　　－ 団体役職(就かれている場合)　(　　) 事務処理欄 メイトNo.　　－　　－ 2 －	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に〇印 役員交代 そ の 他 (　　)

	推薦（ 新任 ・ 再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に〇印	退任 ※退任者を記入
3	(ふりがな) 氏名 住 所 〒　　－　　仙台市　　区 電話番号　　－　　－ 団体役職(就かれている場合)　(　　) 事務処理欄 メイトNo.　　－　　－ 2 －	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に〇印 役員交代 そ の 他 (　　)

裏面につづく

（R05.03）

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
4	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 ― 仙台市 区 電話番号 ― ― 団体役職(就かれている場合) ( ) 事務処理欄 メイトNo. ― ― 2 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 ( )

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
5	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 ― 仙台市 区 電話番号 ― ― 団体役職(就かれている場合) ( ) 事務処理欄 メイトNo. ― ― 2 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 ( )

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
6	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 ― 仙台市 区 電話番号 ― ― 団体役職(就かれている場合) ( ) 事務処理欄 メイトNo. ― ― 2 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 ( )

	推薦（ 新任 ・再任 ）・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
7	(ふりがな) 氏名 住 所 〒 ― 仙台市 区 電話番号 ― ― 団体役職(就かれている場合) ( ) 事務処理欄 メイトNo. ― ― 2 ―	(ふりがな) 氏名 【退任理由】※該当事由に○印 役員交代 そ の 他 ( )

クリーン仙台推進員 クリーンメイト 活動の手引き

令和７年10月

編集・発行　仙台市環境局資源循環部家庭ごみ減量課

（TEL）022−214−8227 （FAX）022−214−8277

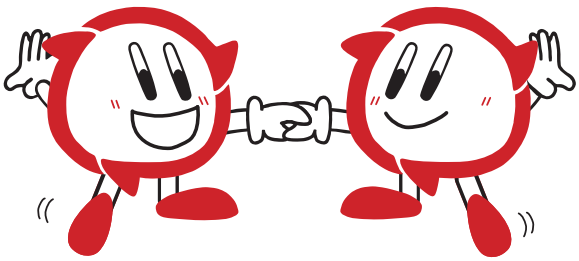

この冊子はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。 再生紙使用